

令和6年広審第26号

裁 決
作業船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年5月19日08時52分

岡山県黄島港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

総 ト ン 数 12トン

登 録 長 11.99メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 427キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央の船尾寄りに操舵室を有し、同室前部左舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置、中央にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製交通船兼作業船で、a受審人が1人で乗り組み、作業員3人を乗せ、黄島港の浮き桟橋点検の目的で、船首0.7メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年5月19日08時30分岡山県牛窓港を発し、同県前島を時計回り経由で黄島港に向かった。

ところで、黄島港北方約400メートル沖合には、南北約60メートル東西約80メートルの範囲に、危険界線で囲まれた最低水面上高さ1.1メートルの干出岩及び浅所（以下「黄島北方浅所」という。）が存在し、船内に備えていた海図W153には黄島北方浅所が記載されていたものの、AのGPSプロッターには表示されていなかった。

発航に先立ち、a受審人は、黄島港北方沖合を航行するのは初めてで、同沖合に黄島北方浅所が存在することを承知していなかったが、GPSプロッターの水深表示と周囲の海面を注意して見ていれば無難に航行できるものと思い、船内に備えていた海図W153に当たるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、前島東方沖合を航過した後、黄島港に向けて同港北方沖合を南下することとし、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方で立って操船に当たり、08時51分半僅か前備前黄島灯台（以下「黄島灯台」という。）から353度（真方位、以下同じ。）1,100メートルの地点で、針路を195度に定め、機関を回転数毎分1,000にかけ、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、黄島北方浅所に向首して接近する状況となって続航し、08時52分黄島灯台から350度980メー

トルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、黄島北方浅所に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力4の東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼及び舵軸に曲損等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、黄島港に向けて牛窓港を発航する際、水路調査が不十分で、黄島港北方沖合において、黄島北方浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、黄島港に向けて同港北方沖合を南下する予定で牛窓港を発航する場合、黄島港北方沖合を航行するのは初めてで、黄島北方浅所が存在することを承知していなかったのだから、黄島北方浅所に乗り揚げることのないよう、船内に備えていた海図W153に当たるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターの水深表示と周囲の海面を注意して見ていれば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、黄島北方浅所に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月15日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義